

認定特定非営利活動法人 日本若手精神科医の会 正会員募集のご案内

認定特定非営利活動法人・日本若手精神科医の会では正会員を募集しております。

本会は、精神科医療の専門性を確立し、精神科医療に必要とされる教育研修を提供し、さらに精神科医療の発展に資する研究の促進のための活動を行い、国内外の精神科医との情報交換や啓発活動を行い、もって日本国内及び各国で生活する精神疾患をもつ人たち、その家族、さらには地域のニーズに応える精神科医を普及させることを目的としております(会則第3条)。

<正会員入会資格>

上記本会の趣旨にご賛同頂き、ご入会を希望される方。

<若手精神科医会員>

正会員のうち、次の(1)–(4)の条件を満たす会員は若手精神科医会員とします。

若手精神科医会員は、「若手精神科医会員、学生会員、研修医会員」に記載された活動に参加できます。

- (1) 医師免許を有する日本精神神経学会精神科医の会員
- (2) 入会時、医学部卒業後 12 年以内の精神科臨床・研究に関わる医師
- (3) 入会時、精神科臨床経験が 10 年以内の医師
- (4) 入会后、在籍期間が上限 6 年間である正会員

<学生会員>

正会員のうち、次の(1)の条件を満たす会員は学生会員とします。

学生会員は「若手精神科医会員、学生会員、研修医会員」に記載された活動に参加できます。

- (1) 日本の医学部医学科に在籍する会員

<研修医会員>

正会員のうち、次の(1)の条件を満たす会員は研修医会員とします。

学生会員は「若手精神科医会員、学生会員、研修医会員」に記載された活動に参加できます。

(1) 日本で初期臨床研修中である会員

※「若手精神科医会員、学生会員、研修医会員」に記載された活動とは

- (1) 本会の開催する研修会や会合にご参加頂けます
- (2) 若手会員用のメーリングリストへの加入が出来ます
- (3) 臨床・研究・教育など多岐にわたる若手向けの有用な情報が得られます

<入会手順>

日本若手精神科医の会ホームページより「正会員入会申込書(PDF ファイルまたは Word データ)」をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、FAX にて下記事務局まで お送りください。理事会で確認後、入会となります。

認定特定非営利活動法人 日本若手精神科医の会事務局
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-17-5 CANALL日本橋2175
(株)メセナフィールドアークス内
TEL:03-5651-7105 FAX:03-5651-7106

※本会は会員の個人情報保護の重要性、適正な個人情報の利用が本会の運営に不可欠であることを充分認識しております。本会の個人情報保護方針に関しましてはプライバシーポリシーをご参照下さい。

<入会金・年会費等>

理事会で承認後、e-mail にてご連絡致しますので、下記振込先へ所定の費用をお振込み下さい。

入会金：3,000 円

会員会費：5,000 円

振込先：みずほ銀行 新宿南口支店普通口座 2055632

口座名：特定非営利活動法人日本若手精神科医の会